

# ヒュームにおける自由の概念

## —— カントへの関連 ——

村野 宣 男

自由は、西洋の思想における永遠のテーマである。社会的にも精神的にも諸々の拘束から脱しつつある近世において、自由は特に大きな意味を持つ。しかし、自由を真に自覚する道は平坦ではない。合理論の立場からは、スピノザ (Spinoza, Baruch de 1632-77) のように宿命論的決定論の主張がみられ、経験論者ホッブス (Hobbes, Thomas 1588-1679) は、機械論的決定論の立場をとった。カント (Kant, Immanuel 1724-1804) に至ってはじめて自由の概念が明確に自覚されたと考えられる。しかし、カントの“独断のまどろみ”を打破ったといわれるヒューム (Hume, David 1711-76) は、自由に関してどのような概念を懐いていたのであろうか。経験論者として徹底した立場を貫いたヒュームは、形而上学的意味合いの強い自由の概念に対してどのような考察を行ったのであろうか。本論では、ヒュームの自由の概念の吟味を行い、カントの自由の概念との比較を試みた。両者の自由の概念の意義もさることながら、ヒュームの立場がいかにカントに関連するかが問題となる。

### 1

ヒュームは経験論的方法を徹底しようとした。例えば、自然科学に従えば、世界には物体が実体的に存在して、物体間には必然的因果関係がわれわれの経験と関係なしに先天的 (a priori) に存在するものと考えられるであろう。この考え方は、一般に是認されるように思えるが、ヒュームはこうした常識を打ち破ろうとする。すなわち、世界に物体が恒常

的・実体的に存在すること、物体間に必然的因果関係が存することをいかに知りうるか、という根本的問題をヒュームは提起するのである。経験なしに最初から実体や因果関係について知っているという主張は論外である。知識は経験を通してのみ得られるのである。しかし、経験の中で、われわれは厳密に同一なるものを観察することができるであろうか。実は同一の実体なるものは、想像力の所産に外ならない。因果関係は、原因とされる事物と結果とされる事物の間に恒常的前後関係が見出されるときに、やはり想像力の所産として知られるのである。このようなヒュームによる経験論の方法は、あまりにも常識的で厳密性を欠くように思えるかもしれない。しかし、独断的に単なる思弁から形而上学的実体や関係性を主張する合理論の立場に比べて学問的により誠実であり、また、より厳密であるといえるのである。

さて、自由の概念は意志の概念と切り離すことはできない。自由は拘束的關係を否定するものであるが、意志は、拘束的關係を打ち破ろうとするところの自由意志である。ヒュームの意志の概念あるいは自由の概念をみるときに意外に思えるのは、これらの概念に対するわれわれの常識に反していることである。日常的にわれわれは、自由な意志があると感じ考えているが、ヒュームによるとこの常識的判断は誤りなのであって、実は自由意志というものは存在しなく、物体においてと同様に精神においても必然的関係のみしか存在しないことが主張される。先天的なものを否定し、相対的経験的立場をとるヒュームにおいては奇異にみえるのであるが、実はこの見解はヒュームの経験論的方法に厳密に従うところから生ずるものである。

ヒュームは意志を規定して次のように述べる。“私は次の見解が認められることを望む。すなわち意志 (will) とは、われわれが自覚的意識をもってわれわれの身体に何らかの新しい運動を起こすか、あるいはわれわれの心に新しい知覚を生み出す場合に、われわれが感じ意識するところ

の内的印象 (the internal impression) である。”<sup>1)</sup> 内的印象としての意志が見られる具体的ケースとして次のような例が挙げられる。“軍隊を指揮する将軍は、軍隊の勇気を重視している。商人は、問屋や船荷監督の忠誠心と技術を求める。晚餐のために料理を命ずる主人は、彼の従者の従順を疑うことがない。”<sup>2)</sup> ここで、将軍・商人・主人はそれぞれ、指揮・取引き・料理を命ずるという意志的行為を行っているのである。それぞれの行為をなす際に、行為に原因としての内的印象がある。例えば、将軍の場合は、“指揮しよう”という印象があり、これが意志と呼ばれる。ヒュームは続けて次のように述べる。“簡単に言えば、われわれの行為と他者の行為がわれわれの関心事であり、意志に関するわれわれの推論は主としてこの両者の関係を判断することにある。さて、私は次のように主張しよう。誰しもこのように推論するものは、事実上、意志の行為は必然性 (necessity) から生じているとするのであり、このことを否定するものがあるとするれば、その意味がわからないのである。”<sup>3)</sup> 意志的行為といわれるものは、上記の例で言えば、将軍と軍隊・商人と問屋・主人と従者の間の関係となるが、そもそもこれらの間の関係が、前者が後者に対する意志的關係といわれるためには、両者間の行為が必然的に結びついているという前提があると主張される。両者の行為の間に密接な関係が存在しない場合、意志的關係が成立し得ないのである。ウィリアム・ジェイムズ (William James 1842-1910) は『心理学原論』において意志に関して次のように述べている。“欲望 (desire)・願望 (wish)・意志 (will) は、だれでもが知っているが、いずれにも明確な定義を与えることができない。われわれは、現在感じられおらず、獲得されておらず、なされていないあらゆる種類のものを感じ、獲得し、なそうと欲望する。もし、その欲望にこれらのことを達成することが可能でないという感覚 (sense) が伴うなら、われわれは単にそれを願望しているのである。しかしながら、もしその目的を達成する力がわれわれにあると信ずるならば、

われわれは、欲望されたことを感じ・獲得し・なすことが現実になるであろうことを意志しているのである。”<sup>4)</sup> 何等かの意志が存在する場合には、意志されたものが実現可能であるという状況そのものがすでに存在していなければならない。ヒュームによると、どのような意志であろうと、意志である限り、何等かの必然性の下にある。自己の意志は、何らの規定もうけず自由に生ずるものと考えらるなら、それは、単なる“誤った感覚あるいは経験 (a false sensation or experience)”<sup>5)</sup> にすぎないのである。“われわれは、われわれの行為は多くの場合、われわれの意志に従うと感ずるが、意志それ自体は何ものにも従わないと考える。”<sup>6)</sup> と、ヒュームは人間一般の考え方・感じ方を示しつつ、実はこれは誤ったものであると主張する。“われわれは、われわれ自身の中に自由を感じずと思う。しかし、われわれを観察する者は通常、われわれの動機や性格からわれわれの行為を推し測かる。そして、たとえ推測できない場合でも、もしわれわれの置かれている状況やわれわれの気質、われわれの性格や性癖の隠れた源を知るならば、可能であると考えらるであろう。これが必然性の本質である。”<sup>7)</sup> われわれが意志 (will) を持つ限り、たとえわれわれ自身が気がつかなくとも、必然的に実現可能性のあるものと考えられる。意志にも、一般的方向性に関するもの、具体的状況に則するもの等、種々の段階があるものと考えられるが、実現可能性という枠の中にあることでは同じである。ヒュームは、意志の形成は必然性の中にあると考え、そこに自由の余地を認めない。

意志的行為は、内的印象としての意志に伴うものであり、両者は同一視することができる。そして、意志的行為とその行為の結果との関係は、因果関係にある。ヒュームによれば、ある事物間に因果関係があると知られるのは、それらの事物の生起の前後関係が恒常的であることが知られるときである。“この恒常的結合のゆえに、心は原因と結果の観念を形成するのであり、この関係は心に必然性を感じせしめるのである。”<sup>8)</sup> も

ちろんヒュームが因果関係の必然性という時には、論理的・形而上学的  
 関係ではなく、経験の中に見られる恒常的關係を意味している。ヒュー  
 ムは、この因果關係を物質的現象ばかりでなく、精神的現象にもあては  
 めようとする。“経験における同様の結合關係は、結合された対象が動機・  
 意志・行為であろうと物質的形象・運動であろうと心に対して同一の効  
 果を与えるのである。”<sup>9)</sup> “われわれは今や次のことを示さねばならない。  
 すなわち、動機や行為の間の結合關係は自然界における關係と同様の恒  
 常性を持つのであり、われわれの悟性に同様に働きかけ、一方の存在か  
 ら他方の存在を推論せしめるのである。”<sup>10)</sup> そしてヒュームには、物質界  
 であろうと精神界であろうと、現象一般は必然的因果關係によって支配  
 されているという考えが見られる。ヒュームにとっては、経験的現象の  
 みが唯一認められるのであるが、ヒュームはいわば、経験論的合理論者  
 とでもいわれることができよう。

## 2

ヒュームは、自由に関して自発性の自由 (the liberty of spontaneity)  
 と無関心の自由 (the liberty of indifference) とを区分している。そし  
 て、全く規則性を度外視して何事かが生ずると考えるのは論外であると  
 して、前者の自由のみに意味があり、“最初の意味の自由は、自由の意味  
 の最も常識的なるものであり、われわれが心に留め思考をめぐらすのは  
 この種の自由のみであるにも拘らず、これと無関心の自由とを混同して  
 いる。”<sup>11)</sup> と述べる。自由意志という場合に、意志が全く偶然的に規定さ  
 れているわけではない。一定の方向性が与えられるのである。ある目指  
 された事柄を実現せんとするところに意志があり自発性があるといえる。  
 この意味で自発的意志は無関心や偶然に支配されていない。意志的行為  
 にはスポーツのように道徳的意味をもたないものもあろう。しかし、意  
 志的行為が道徳とかかわるとき道徳的自発性あるいは責務の概念が生じ

てくる。アダムとイブに責任が問われるのも、彼らの行為が道徳的善悪を弁きまへ上で自由によるからに他ならない。しかしながらヒュームによると、道徳や宗教に意味が存するのは、人間の行為が全て必然的關係の下にあるからであるとされる。いわゆる自発性も必然的關係の下にあるというのである。

道徳的行為は道徳的原則の下になされるのであるが、道徳的原則は必然的關係においてあることが次のように説明されている。“全ての人間の法は、報酬と処罰にもとづいていることは確實であり、[報酬を望み処罰を避けるという] 動機が心に影響を及ぼし善を生み悪を妨げるという一般の原理が考えられるのである。”<sup>12)</sup> そしてヒュームは、道徳的關係をさらに宗教にまで及ぼして、“この推論は、神聖な法 (divine laws) に当てはめられてもなお有効である。ここで神は立法者であり、[被造物を自己の下に] 服従させる目的を持って罰を下し報酬を与えるものと考えられている。”<sup>13)</sup> ある種の行為には報酬が与えられ、又、別のある種の行為には罰が下されるという関係性が必然的に確立されてはじめて、報酬を求め罰を避けるという動機を持つという意味で、道徳的動機と行為が生ずるとされるのである。ある行為とその行為に対する賞罰の關係が因果關係として必然的に規定されていなければ、われわれはどの行為をなすべきかの見当をつけることができない。神は、道徳的法の立法者と考えられるならば、宗教も必然的關係に基礎づけられることになる。“私は更に次のように主張したい。すなわちこの種の必然性は、宗教と道徳に本質的であり、この必然性なしには、宗教と道徳の両者を根本的に歪曲することになる。必然性以外のものを想定することは、神的なるものと人間のなるもの (divine and human) の全ての法を根底から破壊することを意味するのである。”<sup>14)</sup> 善悪の基準である道徳的原則は自発的に自由に形成されるものではなく、必然的關係の下に成立するとされるのである。

このように善なる行為には報酬が悪なる行為には処罰が結びついてい

ながら、人間は善なる行為をなすとは限らずに悪をなすことが多い。それならば、やはり善又は悪なる行為は自由によるのではなからうか。すなわち、道徳的原則は賞罰を通して必然的に生ずるが、それに従うか否かは自由であるという問題が生ずる。この点に関してもヒュームは自由を否定しているのである。例えば、憎しみや怒りという行為は道徳的に是認されないが、これらの行為の原因はどこにあるのだろうか。“憎しみや怒りを担っている恒常的にして一般的なる対象は、このような [憎しみや怒りの] 意識が与えられている人格あるいは被造物である。もし何らかの犯罪的あるいは傷害的行為が憎しみや怒りの感情を惹起するならば、このことは、それらの行為がその人格と関係したり結びつくことによってなのである。しかしながら、自由や偶然 (liberty or chance) の概念によると、このような結びつきは認められないのである。このことは、人格は全く偶然的な行為に対すると同様、人格によって方向づけられる行為にたいしても説明原理にならないことを意味している。行為はその本質からして一時的なものであり消滅する。もし行為がその行為をなす人格の性格や気質 (the characters and disposition) における何らかの原因から生じないとするならば、それらの行為は人格と一体化したものでなくなり、その行為は善悪に応じてその人格の名誉にも不名誉にも結びつくことがない。[もし行為と人格が結びつかないなら] 行為が非難され、道徳や宗教の規則に反するものでありながら、人格それ自体は責任がないということになる。そして、行為が恒常的な人格から起因せず、行為の背後に原因たるものを持たないならば、人格は処罰や復讐の対象となることがない。自由の仮説によれば、人はいかに恐ろしい犯罪をなしたとて、生れた時と同様に純粹で無垢であり、彼の性格は行為にかかわらないことになる。彼の行為は性格から生じたものでない故に、ある行為の邪悪性は他の行為の腐敗性の証明としては使われなことになる。ある人間が彼の行為から賞賛や非難を受けるのは必然性の原理 (the

principle of necessity) のみによるのである。もっとも一般的見解は私に同意しないと思われるが。”<sup>15)</sup> “人はもし悪なる行為を故意ではなく偶然に行う場合、その結果がどうであれ咎められることはない。何故か。理由は、これらの行為が単に一時的であり、それだけで終わってしまうからに外ならない。人は、性急にあるいは無計画になされた行為については、熟慮による行為ほどには咎められることはない。何故か？性急性というものは、心における一定の原因であるにしても、時を置いて働くものであって人の全人格を規定するものではないからである。”<sup>16)</sup>

以上のヒュームの見解には、道徳的善悪の行為に関して、形而上学的ではなく現実に忠実な経験論的視点がみられる。ある人間の道徳的評価は、その人間の行為によるものであるが、ある種の行為が恒常的に繰り返されてはじめてその行為からその人間を判断することができる。行為と性格は一体化されたものである。われわれが人の行為を理解し得るのは、行為の原因としての性格の想定によってである。性格と行為とは必然的に結びつくものであり、善なる行為も悪なる行為も性格から必然的に生じ、自由にもとづくものではない。

### 3

ヒュームによるとそもそも自由の概念は誤った概念であり幻想にすぎない。精神現象は物質現象と同様に必然的關係によって支配されているのである。仕事やスポーツにみられる意志的行為は、気質・環境・能力等の諸条件に規定されるところの必然的關係なのであって、いわゆる自由意志なるものは介入しない。道徳的原則は、賞罰の予想に必然的に結びついているばかりでなく、道徳的原則を受け入れるか否かによって生ずるに善・悪の行為は善なる人格あるいは悪なる人格と必然的に関係しているものであり、ここには自由の余地はない。

ヒュームの所論は、経験的・具体的事実に基づくのもであり、極めて



説得的である。しかし、同時に何らかのもの足りなさを感じざるを得ない。われわれが何らかの仕事やスポーツを行う場合、われわれは諸々の条件に規定されているのみであろうか。われわれの行為には諸条件に規定され得ない可能性があるのではないだろうか。いわば、無から創造性たるものがあるのではないだろうか。ここに他に規定されない意味での自由があり、自由意志が存することになるのではなからうか。

道徳的行為における自由の欠如は、もの足りなさという消極的なものでなく、帰責の概念の欠如という大きな問題をもたらすように思える。ヒュームによると性格に基づかない一時的な悪なる行為は咎められることがない。ある人が悪い行為をなすとされるのは、その行為がその人に習慣的になっている場合、いかえればその人の性格となっている場合であるとされる。たしかにヒュームの説明は、善悪の行為に対する経験的説明として説得的である。しかし、帰責を問題とすると、どのようにして悪い行為をなした人に責任があることを説明できるであろうか。ある人の悪なる行為は、その人の習慣あるいは性格に存するとして、性格と行為の間に必然的關係を置くならば、その人に責任を問うことはできない。人が悪なる行為をなすのは、たしかに悪なる習慣あるいは悪なる性格の故かもしれない。しかし、このような習慣あるいは性格は、生れてからの種々の要因、例えば環境や教育によって形成されたということもできるであろう。しかし、いかに悪なる習慣が形成されても尚かつ、人間はそれに逆って行為し得る可能性を持つ、すなわち自由を持つということを前提にしなければ、原理的に帰責の概念は生じ得ないのである。ヒュームには、帰責の事柄に言及がなく、この問題を避けていると考えられる。

以上のように、人間の行為の創造性あるいは道徳的行為の帰責の概念を認めようとするならば、自由を認めざるを得ない。しかしながら、経験的現象面のみに注目するならば、たしかにヒュームのいう通りに全て

は必然的に因果関係において成立しているといえる。したがって自由を認めるためには、経験的現象とは異った次元、すなわち形而上学的次元を想定することが必要となる。この問題を自覚的に取り上げたのがカントであった。カントにとって世界は二通りに見られた。例えば、椅子から立ち上がるという行為を考えると、一方では自然的因果関係の連鎖として捉えることができる。椅子から立ち上がる以前にも、例えば筋肉の形成などの原因があり、無限の連鎖を辿ることができる。しかしながら一方では、椅子から立ち上がろうとする自由なる意志（自発性）によるものと考えられる。世界をみるときにどちらの見方も可能であるが、この二つの見地は互いに対立する。自然的必然性と自由は相容れないからである。この対立的関係は二律排反 (Antinomie) と呼ばれる。しかし、世界は現にこの二通りの方法で見られるのであるから神秘でもある。もし二律排反が矛盾的關係にあるならば、生じ得ないことが生じていることになる。二つの命題が同一の観点から対立するとき矛盾となり、矛盾するものは成立し得ないが、観点が異なって対立する時は矛盾ではなく両者は同時に成立し得る。カントは二律排反の問題を、世界を現象界 (Phänomenon) と本体界 (Noumenon) とに分けることで解決した。すなわち、現象界は時間・空間的条件の下にあり、そこでは必然的因果関係が支配する。一方、本体界は、時空を超越した形而上学的次元であり、ここでは現象界を規定するカテゴリーとしての必然的因果関係を考える必要はない。ここでは、先行的規定条件なしの自由による始原が可能なのである。

自由意志により椅子から立ち上るとするならば、自由意志が椅子から立ち上がる原因であるとも見做されよう。事実カントはこのことを認めている。しかし、自由は本体界にあり、椅子から立ち上がる行為は現象界に存するのであるから、自由なる原因と行為としての結果との関係は、現象界における時間的因果関係とは異なる。本体界における自由なる原

因は、全く時間を超越した次元で存在するのである。したがって、自由意志の現象界にかかわる関係を考えても、現象界における無限の連鎖としての因果関係はそのまま成立するとされる。“理性の自由の働きは一連の現象の連鎖を始めるとしても、そのことにおいて理性の自由は、決して現象の系列の第一項を構成することはない。”<sup>17)</sup> 椅子から立ち上がる事柄は、無限な経験的連鎖の一部であると見られるし、同時に意志的行為の結果とも見られる。自由意志が現象界とかかわるように見えながら、現象界はそのまま必然的因果関係にあるとされるのである。逆にいえば、現象界は必然的因果関係にあると見られつつも、自由意志の結果なのである。

カントは“生命をもたないものあるいは単に動物的な生をもつ自然に關しては、単に感性的に制約される能力以外のものを考える根拠を持ち得ない。”<sup>18)</sup> と指摘するが、人間の場合には自由が要請される。人間に關しては、ヒュームのいう通りに自由は主観的幻想であり、実際は必然的因果関係のみが存するとはいえない。特に道徳的帰責が問題となると自由を認めざるを得ない。カントは、人間の行為は何等かの必然的原因と關係しているというヒュームの立場を認めつつも、尚かつ自由とのかかわりを強調するのである。次の引用において、いかにカントがヒュームの立場を踏えつつ、それを乗り越えようとしているかが見られる。カントは、嘘をつくという例を挙げ、第一にどうしてこのような行為が生じたのかを問い、次に、いかにこの行為に責任が帰せられるかという問題、すなわち帰責の問題を提起する。“第一の観点に關しては、人は嘘をついた人の経験的性格をその根元に遡って追求する。そして、その源たるものがある場合は悪い教育・悪い仲間・恥を知らない性格に求めたり、ある場合には軽率や無思慮に歸するのである。この場合人は、〔嘘言という行為を生ぜしめた〕起因 (Gelegenheitsursachen) を問題としているのである。ここで人がとる態度は、ある与えられた自然的結果に対する一定

の原因の連鎖を探求するのと同様のものである。たとえこのように行為が自然的因果の連鎖によって規定されると考えても、人はそれにも拘らず、行為者を非難するのである。そしてこの非難は人の不幸な性格だとか、人にふりかかってきた事情であるとか、人が前になした行為の故になすのではない。何故ならここでは次のことが前提されているからである。すなわち、これまでの行為がいかになされて来たかの因果の連鎖と関係なく、嘘をつく者は、それに先行する状況とかかわりなしに全く自ら一連の行為の系列をはじめることになるのである。この非難は理性の法則に基づいているのであり、ここで理性は、いわゆる経験的制約を無視して人間の行為を規定し得、又、規定すべきである原因と見做されているのである。理性の原因性は自然的連鎖のごときものではなく、それ自身で完全なるものと見做されている。この場合、感性的動機は、理性に適合するものではなく、反することがありうる。行為の是非は、人の叡智的性格 (seinem intelligiblen Charakter) に帰せられるのであり、この故に人は嘘をつく時に非難されるのである。したがって、行為のあらゆる経験的制約にも拘らず、理性は完全に自由 (frei) であり、この〔嘘言という〕行為は理性の不履行〔すなわち理性が道徳的選択を行わなかったこと〕に帰せられるのである。<sup>19)</sup> ここで理性 (Vernunft) といわれているものは、経験的次元を超越したところの形而上学的次元で道徳法則に適った方向あるいは反する方向を自由に選択し得るものと捉えられている。このように、形而上学的次元とそこにおける自由な選択を前提することによってのみ道徳的な賞賛も非難も成り立つのである。たしかに人間の行為は現象的にみれば必然的因果関係の連鎖であるが、現象とは次元を異にする本体界が存するのであって、人間の行為は同時に本体界における自由意志により生起しているものと見られるのである。<sup>20)</sup>

\* \* \*

ヒューム以前の哲学者たちは、経験論者といえども純粋に経験的現象に依拠するものではない。このことは、ロック (Locke, John 1632-1704) やパークリー (Berkly, Geroge 1688-1753) を見ても判る通りである。ロックは、現象的感覚的性質以外に感覚を生ぜしめる原因たる感覚以前の存在 (第一性質) を想定した。パークリーは、感覚的現象以外を認めないが、感覚的世界の秩序の形成のために神を要請しているのである。ここでは、経験論的立場と形而上学的場が混合している故に、経験論的ならびに形而上学的立場の両者が共に明確となっていない。ヒュームは、あくまで現象の立場から経験論を論じようとした。すなわち、経験論的立場を徹底しようとしたのである。このことは、従来、経験論的立場と形而上学的立場が曖昧に混合していたものを明確に分離し、経験論的立場ばかりでなく形而上学的立場までが明確となる結果をもたらした。カントは、ヒュームの徹底した経験論的立場を通して形而上学的本体的世界に新たに目を開いたといえるのである。

自由の概念に関しても、カントはヒュームによる経験論的見解を通して自己の立場を確立しているものと考えられる。ヒュームの経験論的立場を踏えているからこそ、カントによる自由の見解は抽象性を免れているといえよう。カントは、ヒュームと同様に現象的には、世界は因果性のカテゴリーによって決定論的に規定されていると主張したのであった。ここに、科学的法則に支配される世界が保持されることになる。しかし、われわれの世界は、科学的現象に限られているわけではない。道徳や宗教の世界が存するのであり、ここでは帰責や信仰が問題となる。ヒュームもこの点に関して自覚していなかったわけではないであろう。経験論的立場に自覚的であることは、同時に形而上学的立場にも自覚的であることに他ならないからである。しかし、見られる通りにヒュームは、道

徳や宗教に関しても経験論的決定論の立場をとるのである。宗教に関しては後にヒュームは信仰の立場を主張するようになるが、道徳との関連においては、形而上学的な自由の立場を明確にすることはない。<sup>21)</sup>

ヒュームのような徹底した経験論的立場があつてこそ形而上学的立場の意義も明確になるといえる。経験論的立場を認めつつも、世界は必然的因果関係で規定される現象界によってのみ成り立つものではないことを指摘したのがカントであつた。カントは、ヒュームによって提起された問題を批判哲学的方法で解決したものと考えることができる。しかし、形而上学的立場は、われわれの世界全体のダイナミックな構造をよりの確に説明するものであり、世界はより神秘に充ちたものであることを教えたのはカントであつた。

#### 注

- 1) David Hume, *A Treatise of Human Nature*, Oxford At the Clarendon Press, 1965, p.399.
- 2) Ibid., p.405.
- 3) Ibid., p.405.
- 4) William James, *The Principles of Psychology*, Dover Publication, Inc. New York, 1950. Volume two, p.486.
- 5) David Hume, *A Treatise of Human Nature*, p.408.
- 6) Ibid., p.408.
- 7) Ibid., pp.408~409.
- 8) Ibid., p.406.
- 9) Ibid., p.407.
- 10) Ibid., p.404.
- 11) Ibid., p.408.
- 12) Ibid., p.410.

- 13) Ibid., p.410.
- 14) Ibid., p.410.
- 15) Ibid., p.411.
- 16) Ibid., pp.411~412.
- 17) Immanuel Kant, *Kritik der reinen Vernunft*, Felix Meiner Verlag, Hamburg, S.538. (B.582).
- 18) Ibid., S.533. (B.574).
- 19) Ibid., S.539~540. (B.582~583).
- 20) ヒュームとカントの自由の概念の比較に関しは、Henri Lauener, *Hume Und Kant, Eine Systematische Gegenüberstellung einiger Hauptpunkte ihrer Lehren*, Francke Verlag Bern und München, 1969.の3章・4章が参考になる。
- 21) *A Treatise of Human Nature*は1739~40年に出版されたが、1779年に出版された*Dialogues Concerning Natural Religion*においては、理性的に基礎付けようとする宗教的教義の無効性を解明しつつ、宗教に関しては、信仰が本質であることを明らかにしようとしている。